

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和6年9月

胎 内 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1	現状と将来方向	3
2	農業構造、農地の集積・集約化の方向	3
3	育成すべき経営体の目標水準	4
4	育成すべき経営体の育成手法	4
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき農業経営の指標	16
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び 育成に関する事項	16
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	16
2	市が主体的に行う取組	17
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	17
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のため の情報収集・相互提供	17
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事 項	18
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	18
2	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	18
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定す る地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に 関する事項	20

2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	24
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	24
第6	その他	25

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と将来方向

胎内市は、新潟県の北部にあって、新潟市から北東 40 k m の距離に位置し、市中央部を胎内川が縦断している。胎内川の上中流部は中山間地域であり、下流部は扇状地が広がり水田を主とした平坦地と海岸近くは広大な砂丘地を利用した砂丘畑となっている。

このような立地条件等を活かして、水稻を主体に園芸等を組み合わせた農業生産を展開してきた。特にコシヒカリに代表される良質米の安定生産や水田をフル活用した大豆・園芸作物の生産、砂丘地での園芸生産の拡大等、基幹産業として重要な役割を担ってきた。

今後は、おおむね 10 年後を目標に、「食料・農業・農村基本計画」に即した永続的な農業の発展を可能にする地域農業構造を構築するため、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）の育成と新たに農業経営を営もうとする青年等、個別の担い手の育成・確保を重点的に推進する。

特に、地域農業の核となる担い手の確保・育成を最重要課題として捉え、地域の実情に即した組織化・法人化の推進や担い手への農地集積・集約化を加速する取組を総合的に進め、経営体への発展と体質強化等を通じて、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる地域農業構造の確立を図る必要がある。

稲作においては、需給動向に応じた計画的生産・供給を図り特に品種構成の適正化や新技術の導入、輸出やブランド化、有機栽培等による高付加価値化、機械施設の組織的導入利用に努め、コスト低減等生産性の高い稲作の推進と消費者ニーズに応えられる「需要に応じた米づくり」に努めていく必要がある。

また、大区画ほ場整備事業の面的工事が完了した地区における土地利用型農業の推進に当たっては「水田収益力強化ビジョン」に即し、水田における大豆、麦等の本格的な定着・拡大や園芸作物の導入により、安定した水田農業経営の推進を図る。

園芸においては、葉たばこ、花き（チューリップ球根、チューリップ・ユリ等切り花）、ねぎ、にんじん、だいこん、ぶどう等が産地化されているが、需要に応じた高収益性の作目の導入を図るとともに、栽培技術の高位平準化や加工品開発、流通改善等により市場競争力の高い生産と販売対策の推進に努める方針である。

2 農業構造、農地の集積・集約化の方向

胎内市の農業構造については、ほ場整備の進展に伴い集落営農や農地所有適格法人等の組織化や、大規模専業農家が増加しているものの全体的には高齢化

の進行や後継者不足で農家戸数が減少し、特に中山間地域においては、農業生産体制の脆弱化や地域コミュニティの衰退が進む地域の発生が懸念されている。

また、農地の集積・集約化については、農地の資産的保有傾向が強く、規模拡大志向農家への顕著な進展がないまま推移してきたが、近年、兼業農家の高齢化に伴う農地中間管理事業の活用や、経営構造対策事業の推進、ほ場整備事業の進行等により利用権設定や農作業受委託の増加などにより大規模経営体への農地の集積・集約化が進んできている。

このようなことから、今後も地域計画に基づき地域の合意形成を図りながら、農業の担い手を明確化し、効率的・安定的な農業経営を目指す経営体への農用地の集積・集約化を強化促進していくことが必要である。

一方、中山間地域や砂丘畑においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。そのため、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、高齢農家等、多様な人材が多様な働き方で役割を發揮できる集落営農組織や農業法人の育成等を進める。

3 育成すべき経営体の目標水準

このような地域の農業構造の現状と見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、胎内市の将来（おおむね10年後）を想定した営農類型ごとの発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者の育成を目指すこととする。

具体的な経営指標は、胎内市及び周辺市町村において実現している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指す農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間所得（主たる農業者1人当たりおおむね400万円程度、なお個別経営体にあっては経営体（夫婦）としておおむね700万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開を進め、付加価値の高い持続可能な農業の実現に向けた取組を進める。

4 育成すべき経営体の育成手法

将来の胎内市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮しながら、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長することを目的として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う事業等の措置を総合的に実施する。

第1に、農業委員会、農業協同組合、県農業普及指導センター、土地改良区等の関係機関が一体となった体制で胎内市農業再生協議会活動を強化しながら、集落地域における農業の将来展望とそれを担う個別経営体又は、農地所有適格法人を基本とする組織経営体を育成する。

胎内市農業再生協議会は経営診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や農業者相互の連携が図られるよう誘導に努める。

第2に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な経営体に対しては、農業委員会などによる掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農業委員会及び農地中間管理機構と連携・調整を図りつつ実施する。

さらに、ほ場整備事業を契機として、集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

なお、中山間地域や砂丘畑における農業就業者の高齢化や減少等などの理由により耕作放棄が懸念される地域においては、農業委員会及び農地中間管理機構と連携して、集落の話し合いを基に経営体等への利用集積及び作業受委託を促進する。

第3に、集落営農組織や任意生産組織は、担い手等の個別経営体の農業経営発展を補完する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体としても重要であり、今後も協業化、経理の一元化の促進を図りつつ経営技術の向上やオペレーターの育成に努め、地域及び営農の実態に応じた組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制の整った組織から法人化へ誘導する。

第4に、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家（又は実現している農家）と作業委託等により経営の合理化を図る兼業農家、生きがい農業を営む高齢農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化し、地域資源の維持管理農村コミュニティの維持が図られ、地域全体での発展に結びつくよう担い手だけでなく、兼業農家等にも農業構造改革諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

さらに、市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による地域計画等の協議の場への参加促進などを通じ、女性の農業経営や地域農業に関する方針策定へのより一層

の参画を促進する。

第5に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度及び同法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会、その他関係機関の支援による認定農業者及び認定新規就農者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、胎内市が主体となって関係機関、団体の連携の下に諸制度の積極的な活用を図るものとする。

第6に、地域の面的な広がりを対象とした各種農業振興施策事業の実施に際しても、当該事業計画地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施が認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定段階から経営体育成の観点について十分な検討を行うこととする。

第7に、規模拡大が進む中での効率的な経営のほか、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化による初心者でも取り組みやすい農業の実現への寄与が期待されることから、AI、ICT等の先端技術を農業に活用するスマート農業の生産現場での実践に向けた取組を進める。

胎内市は、農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、胎内市農業再生協議会を担い手の育成支援の中心と位置づけ、地域計画等の協議の場における合意形成を通じて、新たに農業経営を営もうとする青年等や認定農業者の育成・確保と農地の集積・集約化を一層加速させるとともに、それぞれの地域の実態に即した個別経営体に加え農地所有適格法人の育成支援等による効率的な営農体制の整備を図っていく。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

胎内市の令和3年の新規就農者は4人であり、過去5年間の平均では、6人となっている。従来から水稻を主体に園芸等を組み合わせた農業生産を展開し、良質米の安定生産や砂丘地における野菜、チューリップ球根、葉たばこ等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、胎内市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものと

する。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、胎内市においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

胎内市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（おおむね3に示す効率的かつ安定的な農業経営の主たる農業従業者1人当たりの年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいとため、主たる農業従事者1人当たり年間所得のおおむね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた胎内市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及指導センターや胎内市農業再生協議会、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 築地・乙地区（畑作地域）

従来から砂丘地を活用して、野菜やチューリップ球根、葉たばこ等を栽培する築地・乙地区において、新たに農業を営もうとする青年等の受入（4人程度）を重点的に進め、農業協同組合や地元生産者等と連携し、園芸作物の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 中条・築地・乙・黒川地区（水稲地域）

ほ場整備を契機に集落営農や農地所有適格法人などの組織化が図られたものの新規就農者の減少や組織の高齢化が進展していることから、新規就農施策を重点的に推進（3人程度）する地区として、県農業普及指導センターや農業協同組合と連携して、新たな作物の導入や加工品の開発等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、安定した経営が行えるよう取組を一体的に進めてい

く。

ウ 中山間地区

農業従事者の減少と高齢化により、遊休農地の発生が懸念されるため、県農業普及指導センターや農業協同組合と連携を図りながら、農業生産活動の基盤となる農地の維持・管理を進め、農作業等の共同化や組織化を図るとともに、経営の安定と新規就農者の育成・確保（1人程度）を進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として現に胎内市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、胎内市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

個別経営体: 所得目標700万円(主たる農業者1人あたり400万円)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
土地利用型	<作付面積等>	<資本装備>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 	41
	水稻 主食用米 8.5ha	作業場兼格納庫 1棟			
	新規需要米 3.0ha	パイプハウス(92坪) 1棟			
	大豆 3.0ha	トラクター(45PS) 1台			
	<経営面積>	乗用田植機(8条) 1台			
		コンバイン(4条) 1台			
	(自作地) 4.3ha	<その他>			
	(借地) 10.2ha	50a 区画ほ場			
		出芽苗購入			
		水稻・大豆の乾燥調製は CE 等利用			
	大豆の機械は共同利用				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 葉たばこ	<p><作付面積等></p> <p>水稲 主食用米 4.0ha 新規需要米 2.0ha</p> <p>葉たばこ 2.0ha</p> <p><経営面積> 8.0ha</p> <p>(自作地) 2.4ha (借地) 5.6ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 1棟</p> <p>パイプハウス(92坪) 1棟</p> <p>トラクター(45PS) 1台</p> <p>乗用田植機(8条) 1台</p> <p>コンバイン(4条) 1台</p> <p>高架型作業車、ミシン葉編機</p> <p>ほか</p> <p><その他></p> <p>50a 区画ほ場</p> <p>出芽苗購入</p> <p>水稲の乾燥調製は CE 等利用</p> <p>トラクター、田植機、コンバインは3戸共同</p> <p>たばこ乾燥は共同乾燥施設利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 	23
水 稲 + 野 菜	<p><作付面積等></p> <p>水稲 主食用米 6.0ha 新規需要米 3.0ha</p> <p>野菜(ねぎ) 0.8ha</p> <p><経営面積> 9.8ha</p> <p>(自作地) 2.9ha (借地) 6.9ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼格納庫 1棟</p> <p>パイプハウス(92坪) 1棟</p> <p>トラクター(45PS) 1台</p> <p>乗用田植機(8条) 1台</p> <p>コンバイン(4条) 1台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>ねぎ根切り葉切り皮むき機 1台</p> <p><その他></p> <p>50a 区画ほ場</p> <p>出芽苗購入</p> <p>水稲の乾燥調製は CE 等利用</p> <p>トラクター、田植機、コンバインは3戸共同</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 	30

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 球 根	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 2.0ha 球根 2.0ha 切花 0.12ha 野菜(大根) 0.7ha <経営面積> 7.82ha (自作地) 2.35ha (借地) 5.47ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 4棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 マニユアスプレッダー 1台 冷蔵庫(20坪) 1台 かん水施設 1棟 掘取り機、球根選別機ほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバイン は3戸共同	・ 複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・ 青色申告の実 施	・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	5
水 稲 + 花 卉	<作付面積等> 水稲 主食用米 7.5ha 新規需要米 2.5ha 花卉(促成ユリ) 0.12ha 花卉(抑制ユリ) 0.12ha <経営面積> 延耕作面積 10.24ha 実耕作面積 10.12ha (自作地) 3.04ha (借地) 7.08ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 2棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 マニユアスプレッダー 1台 雨よけハウス 3棟 かん水施設 1棟 プレハブ冷蔵庫(3坪) 1台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバイン は3戸共同	・ 複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・ 青色申告の実 施	・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	4

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 果 樹	<作付面積等> 水稲 主食用米 5.0ha 新規需要米 3.0ha 果樹 ぶどう 0.6ha <経営面積> 8.6ha (自作地) 2.6ha (借地) 6.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(60a) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 スピードスプレーヤー 1台 果樹棚、かん水施設ほか <その他> 50a区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製はCE等利用 トラクター、田植機、コンバイン、ぶどう栽培機械は3戸共同	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	2
水 稲 + 施設園芸	<作付面積等> 水稲 主食用米 7.0ha 新規需要米 3.5ha 施設(きゅうり) 0.08ha 施設(トマト) 0.08ha <経営面積> 延耕作面積 10.66ha 実耕作面積 10.58ha (自作地) 3.17ha (借地) 7.41ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(92坪) 2棟 パイプハウス(57坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 暖房機 3台 <その他> 50a区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製はCE等利用 トラクター、田植機、コンバインは3戸共同	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	9

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 肉用牛	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.5ha 新規需要米 2.0ha <飼養頭数> 肉用牛 80 頭 <経営面積> 5.5ha (自作地) 1.6ha (借地) 3.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(44坪) 1棟 牛舎(184坪) 1棟 堆肥舎(47坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 ダンプカー(2トン) 1台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバイン は3戸共同	・ 複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・ 青色申告の実 施	・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	7
水 稲 + 酪 農	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 4.0ha <飼養頭数> 乳牛 40 頭 <経営面積> 7.0ha (自作地) 2.1ha (借地) 4.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(44坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 ダンプカー(2トン) 1台 成牛舎、育成舎、 堆肥舎、自動給餌機、 ミルカ、バルククーラー ほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバイン は3戸共同 堆肥舎、ミルカ、バルククーラ ーはリース	・ 複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・ 青色申告の実 施	・ 休日制の導入 ・ 春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 養 豚	<作付面積等> 水稲 主食用米 3.0ha 新規需要米 4.0ha <飼養頭数> 養殖豚 60 頭 <経営面積> 7.0ha (自作地) 2.1ha (借地) 4.9ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(44坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 乗用田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 繁殖分娩豚舎、肉豚舎、堆肥 舎、自動給餌システム、浄化 槽、ショベルローダーほか <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲の乾燥調製は CE 等利用 トラクター、田植機、コンバイン は3戸共同	・複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	1
畑作専作	<作付面積等> 球根 4.0ha 切り花 0.12ha <経営面積> 4.12ha (自作地) 1.24ha (借地) 2.88ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 鉄骨ハウス(360坪) 1棟 トラクター(45PS) 1台 マニユアスプレッダー 1台 ブームスプレイヤー 1台 冷蔵庫(20坪) 1台 かん水施設 1棟 掘取り機、球根選別機ほか <その他> ほ場は数カ所に団地化	・複式簿記記帳 により経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期 における臨時 雇用従事者の 確保	8

組織経営体(法人):所得目標1,600万円(主たる農業者1人あたり400万円)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	育成経営体の目標
水 稲 + 大 豆 (主たる従事者4人)	<作付面積等> 水稲 主食用米 30.0ha 新規需要米 10.0ha 大豆 20.0ha <経営面積> 60.0ha (借地) 60.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 1棟 パイプハウス(260坪) 1棟 トラクター(60PS) 2台 トラクター(30PS) 1台 乗用田植機(8条) 2台 コンバイン(6条収量センサ) 2台 フォークリフト(1.5トン) 1台 ブームスプレイヤー 1台 ドローン 1台 <その他> 50a 区画ほ場 出芽苗購入 水稲・大豆の乾燥調製は CE 等利用	・ 農地所有適格 法人とする ・ 青色申告の実施 ・ 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・ 社会保険等の加入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	18
果 樹 (主たる農業者4人)	<作付面積等> 果樹(ぶどう) 20.0ha <経営面積> 20.0ha	<資本装備> スピードスプレイヤー 4台 乗用草刈り機 4台 運搬機 果樹棚 <その他> 防風施設 猿害対策施設	・ 農地所有適格 法人とする ・ 青色申告の実施 ・ 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・ 社会保険等の加入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	1

以上は、主な営農類型をモデルとして示したものであり、他にも意欲ある農家の創意工夫により、他の作目・作物を組み込んだ営農類型や農産物加工に取り組む類型、畜産等をはじめとする単一専業経営などを含めた他産業並みの所得と労働時間を確保するものについても、効率的な農業経営の指標とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標はおおむね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標のおおむね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

胎内市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、新潟県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、県農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、胎内市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。そのために農業協同組合青年部への参加を促すとともに、胎内市認定農業者会との交流の機会を設ける。また、農業協同組合との連携により、農業協同組合直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金をはじめとする国の支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

中・長期的には、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育委員会等と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行うなど、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相

互提供

農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

胎内市全域において、農業者の高齢化等により、後継者不足が深刻化しているが、集落営農の組織化、法人化等に取り組み、認定農業者への農地の集積・集約化が進みつつある。

(2) 今後の見通し

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業と地域計画策定の推進により、高齢化や後継者不足、遊休農地解消等の問題解決のため、担い手への農地集積・集約化が進むものとする。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの者に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和12年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積を9割程度まで進めることを目標とする。

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地のシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シ

シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標	目標年度
90.0 % (3,711 ha)	令和12年度

注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

○農用地の集約化に向けた目標

担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、新潟県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標	目標年度		
	個別経営体	組織経営体	
150	129	21	令和12年度

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、胎内市は、農業委員会、農業協同組合、胎内市農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

胎内市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即し、胎内市農業の地域特性、すなわち、稲作を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

胎内市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 主に中条地区の平坦地に広がる水田地帯で、ほ場整備事業の面的整備の完了に伴い、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業、地域計画推進事業を重点的に実施する。農地中間管理事業の活用や換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手への農地集積・集約化を図り効率的な生産が行えるよう努める。

イ 砂丘畑地域においては、野菜指定産地として付加価値のある主産地化を鮮明に位置づけるため、未整理地区を立地条件にあったほ場整備により農地の集積・集約化の条件整備を進めるとともに、組織・団体の育成に努める。

ウ 中山間地域の黒川地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で発生している遊休農地の解消に努める。

更に胎内市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者に

については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

(2) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

なお、地域計画が定められ及び公告されるまでの間は、改正前の利用権設定等促進事業に基づいて利用権設定等の手続きを行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

胎内市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事

項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を胎内市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 胎内市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当分について農業上の利用を行う効率かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強

化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 胎内市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、（５）の①の認定申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員から所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託をうけることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善事業の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該地区内の農用地の効率的かつ総合的な

利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 胎内市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めたときは、胎内市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

胎内市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、県営ほ場整備事業の実施による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、近代的農業用施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、経営構造対策事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

ウ 市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的取組によって、水稻作、土地利用作物を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に、集団的土地利用を範としつつ、このような地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農発展に資するよう努める。

エ 市は、農業集落排水事業をはじめ農村環境整備関係事業の実施を推進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制

胎内市は農業委員会、県農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後10年間にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、胎内市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、令和6年9月18日から施行する。